

新潟市精神障がい者入院医療費助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月2日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第72号

新潟市精神障がい者入院医療費助成規則の一部を改正する規則

新潟市精神障がい者入院医療費助成規則（平成12年新潟市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別記様式第1号中

「注1 太枠の枠内のみ記入をしてください。

2 医療保険の資格証（健康保険証等）の写しを添付してください。」

を

「注 太枠の枠内のみ記入をしてください。」

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。